

盆地まつり 出店規定

■ 出店条件

- ① 広場説明会へ参加頂ける出店者。
- ② 実行委員会が作成した新型コロナウイルス感染症「感染防止安全計画」を遵守すること。
- ③ 関係法令、消防・警察の指導・要項、当規定の遵守(消火器の持参など)をお約束いただける方。
- ④ 終了後の清掃活動へ参加いただける方。
(当イベントでは、設営・準備・販売等に関し発生した廃棄物等のゴミを、盆地まつり実行委員会が一括して処分致します。出店者におきましては、ゴミを持ち帰らないようにお願いいたします。出店者用ゴミ収集場所でのゴミの処分につきましては、出店許可証が必要となります。また、油や炭火を使う場合は、道路を汚さないようにビニールシートやダンボールを敷く等の対策をとってください。)
- ⑤ 盆地まつり実行委員会の注意・お願いに従っていただける団体。
- ⑥ その他、当まつりの円滑な運営にご協力いただける方。(HP上の開催要綱をご参照ください。)

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

- ① 出店者のマスク着用の徹底をお願い致します。
- ② 出店者の氏名、連絡先を実行委員会側で把握致しますので、参加団体の方は参加申込書に不備のないよう記載をお願い致します。
- ③ 有症状者(発熱や体調不良など)出店者への出店キャンセルをお願いすることがございます。
- ④ 各出店者の手指消毒(アルコール)の設置を致します。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症対策の観点から、当まつりに出店される団体は出店内容に関わらず、アルコール類の販売を禁止致します。

2. 安全確保について

- ① 安全は全てに優先します。出店者は、出店物の搬入・搬出、設営、展示、撤去等の作業を行う際は、事故の発生防止に最大限の配慮をお願いします。
- ② 出店者自身の行為によって発生した事故、または損傷については、当該出店者の責任となります。販売を行う出店者は、その展示物品及び販売商品についての一切の責任を負うものとします。
- ③ 食品の取り扱いに関しては、出店者各自の自己責任となります。アルコール消毒や食中毒等の発生防止を徹底してください。また、出店者各自で保険加入等の対策をとってください。
- ④ 食品の調理販売を行う場合は、原則として、各自の責任において臨時飲食店営業許可並びにその他必要な免許等の申請を行ってください。
- ⑤ 商品や飲食物等の管理・保護保全は出店者が責任を負うものとします。出店者は販売及び提供した商品に対し、お客様からの問い合わせやクレームなどが発生した場合、誠意を持って対応してください。
(当実行委員会は一切の責任を負いません。)
- ⑥ 実行委員会では、会場全般の管理を行いますが、出店ブース内については出店者が責任を持って管理してください。(盗難等の事故が発生しても当実行委員会は一切の責任を負いません。)
- ⑦ 小さなお子様が危険な場所への立ち入りや迷子にならない様に、十分な配慮を心掛けてください。
- ⑧ 風対策のため、テント設置の場合は土嚢等の準備及び設置を必ず行ってください。
- ⑨ 都城市火災予防条例に基づき、該当する出店者は、消火器やテントを必ず設置してください。

3. 出店概要について

- ① 物品・飲食等の販売、企業利益につながる宣伝活動等を行う販売店や団体からは、参加出店料として、1区画につき **12,000円** を全体説明会の際に徴収いたします。
- ② 当日、搬入・搬出で自動車をご利用の場合は実行委員会が発行する許可証が必要です。
- ③ 許可証の掲示がない場合は、会場内に自動車の進入・常駐はできません。
許可証のない車両は即退場していただきます。

- ④ 区画の割り当ては実行委員会が協議・決定いたしますので、実行委員会に一任ください。原則、決定後の場所変更についてはお受けできませんので予めご了承ください。
- ⑤ 当まつりに出店し、食品販売を行う場合は「仮設営業の許可」または、「臨時営業の許可」が必要です。都城保健所承認の「営業許可証」を取得していただきますようお願いいたします。
「営業許可証」コピーを実行委員会まで郵送またはFAXで令和4年7月15日(金)までに提出してください。提出されない場合には、出店取り消しの対象となりますのでご注意ください。
※申請に関する問い合わせは、都城保健所までお願いします。(TEL 0986-23-4504)
- ⑥ 「第49回 盆地まつり出店許可証」及び車両関連の各「許可証」は、全体説明会にて配布致します。まつり当日は、必ずブース店舗に「出店許可証」を掲示してください。ゴミの処分につきましても、「出店許可証」が必要です。また、上記⑤の申請を行った場合は「営業許可証」も併せて掲示してください。

4. ブース仕様

- ① 区画サイズ・・・1区画テント1つ分(目安 5.4m×3.6m)
- ② テントは、各自でご用意ください。
- ③ 長机・椅子等は、各自でご用意ください。また、緊急車両の通行やお客さまの通行の妨げになりますので、ブース区画外への設置は絶対に行わないでください。
- ④ 緊急車両が通れるように、歩道側にスペースを確保してください。

5. 禁止事項

出店者の次の行為を禁止します。万一違反された場合は退場いただきます。
また、次回からの出店もお断り致します。

- ① 出店届けに記載された内容と異なる出店物の販売、サービス提供。
- ② ブース店舗外での商品販売や商品陳列、ブース区画外への設営。
- ③ 出店権利の他者への譲渡。
- ④ 会場運営の妨げ、あるいは、他の出店者に迷惑となる行為、会場に損害を及ぼすような行為。
その他、お客さまや近隣住民へ迷惑となる行為。※主に球技、拡声器や騒音を発するものの利用、行為。
- ⑤ 申請のない会場内での火気の使用、危険物(油類・裸火・プロパンガス・大量のマッチ等)の持ち込み。
- ⑥ 申請のないアンケート、勧誘行為等。
- ⑦ 公序良俗に反するものの販売、展示等。
- ⑧ 禁止行為にて他の出店者やお客さま、近隣住民さまへ迷惑行為が認められた場合や予想される場合、実行委員会からの是正勧告を行います。従って頂けない場合は即刻退場となります。
規定違反等の退場については出店料の払い戻しは致しません。
- ⑨ その他、実行委員会のお願いに従わない行為。

6. 出店取り消し行為

マナーをお守りいただけない場合は出店許可の取り消しを致します。
また、次回からの出店もお断りします。

【特にご注意いただきたいこと】

- ① 上記、「5. 禁止事項」を遵守できない出店者。
- ② 提出物の遅延。
 - ・出店に係る書類。(本登録用紙など、実行委員会が要請する提出物。)
 - ・出店料の納付。(全体説明会で集金いたします。)
- ③ 虚偽の申告。
 - ・提出書類の虚偽。(連絡が取れないなど。)
 - ・権利の譲渡・転売。

- ④ 関係機関の指導の遵守。
- ・搬入、搬出時における駐停車場所に注意していただけない出店者。
 - ・ごみを持ち帰り、家庭内ゴミで処分する出店者。
 - ・その他安全衛生上必要とされることを守れない出店者。
- ※以上の行為が認められた場合、今後一切のお申込みをお断り致します。
また、以前に上記の行為が認められた場合も含まれます。

7. 事故等への対応について

- ① 資機材等の盗難や破損、食中毒、火気使用による火傷・ケガ等、出店に伴うすべての事故については、当実行委員会では一切の責任を負いませんのでご了承ください。(保険加入等の対策をとってください。)
- ② 閉店後も含め、商品の管理責任はすべて出店者が負うことといたします。
- ③ 出店者及びその代理人が、他者の商品・備品等、主催者、会場の設備機器、及び来場者等に損害を与えた場合は、その補償は当事者(出店者)に責任を持っていただきます。

8. 開催の順延及び中止

当実行委員会は、悪天候、天災、その他不可抗力の原因により開催日を順延(翌日)、もしくは中止を決定することがあります。当実行委員会はこれによって生じた出店者及び関係者の損害は保障致しません。

なお、開催の決定は、令和4年8月6日(土)当日の8:00に確定いたします。

9. 緊急時の連絡について

事件・事故等のトラブルが発生・目撃した場合や、近隣でトラブルが発生・目撃した場合は、速やかに実行委員会本部(IT産業ビル1F入口<仮>)、実行委員会事務局(TEL 0986-25-1405)、若しくは付近の実行委員会スタッフへ連絡してください。

- 本規定は、平成27年5月8日より実施致します。
- 本規定は、平成28年6月10日より改定実施致します。
- 本規定は、令和1年6月25日より改定実施致します。
- 本規定は、令和4年6月6日より改定実施致します。